この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812－0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

平成26年12月18日

九州運輸局長　竹田　浩三

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、はしけ長「241,400円」を「243,350円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．九州海上旅客運送業最低賃金については、職員（船長を含む。）の最低賃金額「237,740円」を「238,750円」に、部員の最低賃金額「170,100円」を「171,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．九州漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「179,500円」を「180,000円」に改正することが適当である。

４．九州漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「182,550円」を「184,550円」に、大分県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員の最低賃金額「169,100円」を「171,100円」に改正することが適当である。

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　インディペンデンス投資顧問株式会社

２．住所　東京都千代田区麹町１－７

３．代表者の氏名　代表取締役　柳瀬　健一

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第561号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　有限会社Ｓａｍａｎｔａ－ｂｈａｄｒａ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ

２．住所　神奈川県大和市中央林間２－13－９トウトアームスⅠ－302

３．代表者の氏名　代表取締役　入倉　敬太

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第743号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジェニュイン・インベストメンツ株式会社

２．住所　東京都江戸川区北小岩２－27－８

３．代表者の氏名　代表取締役　坂内　信介

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第775号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ

２．住所　東京都文京区本郷２－３－７　お茶の水元町ビル３階

３．代表者の氏名　代表取締役　中里　　肇

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1993号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ファルコン・マネーマネジメント・ジャパン株式会社

２．住所　東京都千代田区霞が関３－７－１

３．代表者の氏名　代表取締役　三原淳一郎

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2709号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　合同会社クレスキル・キャピタル

２．住所　東京都千代田区九段北１－４－４　伊藤ビル３階

３．代表者の氏名　代表社員　甘中　正一

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2763号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年６月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年12月18日

関東財務局長　細田　　隆

国営石垣島土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営石垣島土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月18日

農林水産大臣　西川　公也